

金融商品取引業者向けの総合的な監督指針（新旧対照表）

改正案	現行
Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）	Ⅲ. 監督上の評価項目と諸手続（共通編）
Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編） Ⅲ－２－３ 勧誘・説明態勢 Ⅲ－２－３－４ 顧客に対する説明態勢 （１） （略） （２） 説明書類に係る留意事項 ① 金商法第 46 条の 4 又は第 47 条の 3 に規定する説明書類（Ⅲ－ 2－3－4（２）、Ⅲ－3－1（10）及びⅤ－2－2－2（２）に おいて「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに 応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するもの とする。 <u>その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよ                う促すものとする。</u> （削除） ② （略） （３） （略）	Ⅲ－２ 業務の適切性（共通編） Ⅲ－２－３ 勧誘・説明態勢 Ⅲ－２－３－４ 顧客に対する説明態勢 （１） （略） （２） 説明書類に係る留意事項 ① 金商法第 46 条の 4 又は第 47 条の 3 に規定する説明書類（Ⅲ－ 2－3－4（２）、Ⅲ－3－1（10）及びⅤ－2－2－2（２）に おいて「説明書類」という。）については、常に、顧客の求めに 応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品取引業者に指示するもの とする。 ② 説明書類については、 <u>必要に応じ、各金融商品取引業者が店舗に                備え置いた日を確認するものとする。</u> ③ 説明書類については、法令に規定する事項に、各金融商品取引業 者の判断で、開示すべき事項を追加することは妨げないものとす る。 （３） （略）
Ⅲ－３ 諸手続（共通編） Ⅲ－３－１ 登録 （１）～（８） （略） （９） 金融商品取引業者登録簿	Ⅲ－３ 諸手続（共通編） Ⅲ－３－１ 登録 （１）～（８） （略） （９） 金融商品取引業者登録簿

改正案	現行
<p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 他の財務局長が登録を行った金融商品取引業者に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能である旨を申請者に伝えるものとする。ただし、申請者に登録を行った財務局が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。</p>	<p>①～⑦ (略)</p> <p>⑧ 他の財務局長が登録を行った金融商品取引業者に係る縦覧の申請があった場合は、登録を行った財務局において縦覧が可能なこと、及び金融商品取引業者のすべての営業所又は事務所には説明書類が備え置かれ、縦覧に供されている旨を申請者に伝えるものとする。ただし、申請者に申請に係る金融商品取引業者の営業所又は事務所が遠隔地になるなどのやむを得ない事情があるときには、当該他の財務局長に登録事項を照会し、縦覧に応じるものとする。</p>
<p>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</p>	<p>XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者）</p>
<p>XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p> <p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3及びⅢ-2-6を除く。）、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-1-6を除く。）、Ⅳ-3-3-2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）並びにⅣ-3-4-2並びにⅣ-3-6-2に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。その際、可能な限りインターネットを利用して表示するよう促すものとする。</p> <p>なお、Ⅳ-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p>	<p>XI-1 業務の適切性（金融商品仲介業者）</p> <p>金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ-2（Ⅲ-2-5-2、Ⅲ-2-5-3及びⅢ-2-6を除く。）、Ⅳ-3-1（Ⅳ-3-1-2（2）、Ⅳ-3-1-3（1）及び（2）並びにⅣ-3-1-6を除く。）、Ⅳ-3-3-2（3）及び（6）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）並びにⅣ-3-4-2並びにⅣ-3-6-2に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。</p> <p>なお、Ⅳ-3-1-2（6）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。</p>

改正案	現行
(1) 削除	(1) 常に、顧客の求めに応じ閲覧できる状態にあるよう金融商品仲介業者に指示するものとする。
(2) 削除	(2) 必要に応じ、各金融商品仲介業者が店舗に備え置いた日を確認するものとする。